

四万十市公告

四万十市家庭相談システム導入業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月12日

四万十市長 山下元一郎

1 業務概要

- (1) 業務名 四万十市家庭相談システム導入業務
- (2) 業務内容 家庭相談システムの導入、システムへの現行データの入力及び職員研修の実施
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

2 担当部署

- (1) 所管課 高知県四万十市子育て支援課こども企画係（担当 小松）
- (2) 住所 〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
- (3) 電話番号 0880-34-9007
- (4) FAX番号 0880-34-9003
- (5) e-mail kosodate@city.shimanto.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本業務の趣旨を理解し、システムの導入及び運用保守の能力がある事業者であり、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込時点で、四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領（平成17年訓令第47号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号）第2条第2項第5号のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 機密情報のシステム管理に係り、個人情報保護の観点からプライバシーマーク認証を取得していること。
- (6) 厚生労働省が運用する「要保護児童等に関する情報共有システム」との連携が可能な児童家庭相談システムを地方公共団体へ導入した実績があり、参加申込日時点も複数の自治体で安定稼働している（導入保守が継続している）実績があること。

4 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

上記資料については全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

5 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和8年6月22日(月)17時
- (2) 提出方法 質問書(様式1)を電子メールにて、担当部署へ送信すること。
- (3) 回答方法 四万十市公式ホームページ上に公開する。

6 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月3日(金)午後5時まで
- (2) 提出書類 公募型プロポーザル実施要領に記載の提出書類
- (3) 提出方法 持参、郵送又は宅配便により、担当部署へ提出すること。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年7月10日(金)午後5時まで
- (2) 提出書類 公募型プロポーザル実施要領に記載の提出書類
- (3) 提出方法 持参、郵送又は宅配便により、担当部署へ提出すること。

8 審査方法

(1) 参加資格審査(書類審査)

提出された参加申込書等の資料を基に、担当部署において資格要件の審査を行う。

(2) 一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等の資料を基に担当部署において審査を行い、3者程度を選定する。

(3) 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

四万十市家庭相談システム導入業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより、四万十市家庭相談システム導入業務公募型プロポーザル実施要領に定める評価基準に基づき採点し、契約候補者1者、次点順位者1者を選定する。

9 その他

詳細については、四万十市家庭相談システム導入業務公募型プロポーザル実施要領、同仕様書によるものとする。